令和４年（ワ）第１１１５６号　建物明渡請求事件

申立人　　独立行政法人都市再生機構

相手方　　孫　樹斌

答　弁　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和０４年０６月１２日

　東京地方裁判所民事第４３部とA係　御中

　　〒１３６－００７３　東京都江東区北砂５丁目２０番１０―６０９

　　　　　　相手方　　　孫　樹斌　　　　印

　　　　　　　　　　　　　電　話　０８０－４６５８－１５１８

第１　申立ての趣旨に対する答弁

　1　本件申立てにかかる請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第２　申立書の理由に対する認否

1. 申立ての理由の1は認める。

2　申立ての理由の２は認める。

3　申立ての理由の３は認める。

4　申立ての理由の４、５は争う。

第３　答弁を理由づける具体的な事実

　１　UR家賃の未支払い経緯

被告は　令和３年５月１３日，大宇宙ジャパン株式会社の面接を受けた。会社は，採用を決定した。令和３年６月１日，入社した。

入社2週間、社内不正行為を発見したら　三回社内告発を提出した。令和３年8月31日に　解雇された。

２ヶ月労働基準監督署の調査・指導を経て、東京地方裁判所に何回争っています。

【乙１】【乙２】【乙４】

残念！何回不公正裁判を受けた。もう　2名裁判官の弾劾手続きを提出した。まだ　一名裁判官の弾劾手続きを検討している。

【乙３】

裁判所ホームページにより　「原則として3回以内の期日で審理を終えることになっているため，迅速な解決が期待できます。平成18年から令和元年までに終了した事件について，平均審理期間は77.2日であり，70.5％の事件が申立てから3か月以内に終了しています。」という、けれども　今回事件は　もう　半年以上になった。

　２　URの賃貸契約と家賃の支払い

労働審判判決の前に　被告は引越できない。

労働審判判決の後、被告は　未支払い賃金をもらったら　毎月８６８００円（家賃８１０００円、共益費３７００円）で　未支払い分家賃を一括支払う。

原告の家賃８６８００円以外の請求について　被告は　裁判官弾劾訴訟事件で　日本国に請求する。

第４　結論

上記のとおりであるから，原告の訴訟は，一旦　中止し、被告の労働審判、裁判官弾劾など訴訟事件が終わったら　再度審理である。

附　属　書　類

　１　答弁書写し　　　　　　　　　１通

　２　証拠説明書　　　　　　　　　１通

　３　乙１から４号証までの写し　各１通